

## ＜一般委託＞

### 長沢明展会場撤去業務委託(一般委託)仕様書

長沢明展会場施工業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目 的	長沢明展(会期: 令和2年2月8日～4月12日)での会期終了後の撤去、廃棄作業を行う。
2	履行期間	令和2年4月1日(水)から令和2年4月17日(金)
3	施行場所	横須賀市鴨居4-1 横須賀美術館
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	作業に必要な用具類を持参すること。作業で発生した残材等の不用品は、請負側の責任において搬出し、処理すること。また作業終了後は、後片付けおよび清掃を行うこと。作業時間は原則として各日とも9:30～17:30とするが、開館時間外に行なう業務が含まれる(別紙仕様書を参照)。設置・設営位置などの詳細は担当者と打ち合わせの上、決定する。
6	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 平成26年4月1日以降に、公立であるか私立であるかを問わず美術館において会場面積600㎡以上の美術展の会場施工業務の契約を元請けとして締結し、完了した実績があること。この実績を証明するため、当該契約書及び仕様書の写し(当該履行内容を記載した箇所)、並びに会場面積を確認できる図面等の資料を入札参加申請書提出期間内にファクスで送信すること(FAX046-828-3839)。送信しない場合は、入札に参加できない。
7	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
8	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
9	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
10	監督員 連絡先	横須賀市鴨居4-1 横須賀美術館 工藤 Tel046-845-1212/Fax046-845-1216

### ＜指示又は希望事項＞

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。</p>
----------------------------------	---

1 件名 長沢明展 会場施工業務委託

2 場所 横須賀美術館

3 会期 令和2年2月8日～4月12日

4 作業日程 撤去(業務1、2) 令和2年4月15日～16日  
撤去・廃棄(業務3～4) 令和2年4月12日の18時以降か13日の10時までに行う。

5 業務内容 各仕様は次の通りとする。(寸法はミリ単位で表記)

数量

1 会期後の仮設壁の撤去(別紙参照)

2カ所

寸法	⑥H4000×W9500×D300(展示室1、木骨) *既存壁から1350mm離れた位置に設置。 ⑦H4000×W6500×D500(展示室2、木骨)
仕様	⑥⑦の木骨の仮設壁を撤去する。撤去後、廃棄すること。
設営場所	展示室1、2

2 壁の補修

1式

仕様	会期後に、壁面のパテ埋めおよび補修、塗装を行う(日本塗装N-95)。
場所	エントランス、展示室1,2,3およびギャラリー(全部で約300箇所)

3 屋内看板の撤去

1枚

寸法	t10mm、貼付範囲H1000×W2500(展覧会名、会期情報など30文字程度)の切り文字
仕様	エントランスホールの壁に切り文字を貼る。 原稿データは美術館より提供する(レイアウトデザインを起こし、校正は3回行う)。 色は指定色。 会期終了後は撤去し、壁の損傷(ピン穴、接着剤など)について補修を行う。

4 入口バナー(仕様2別紙1参照)の撤去

1枚

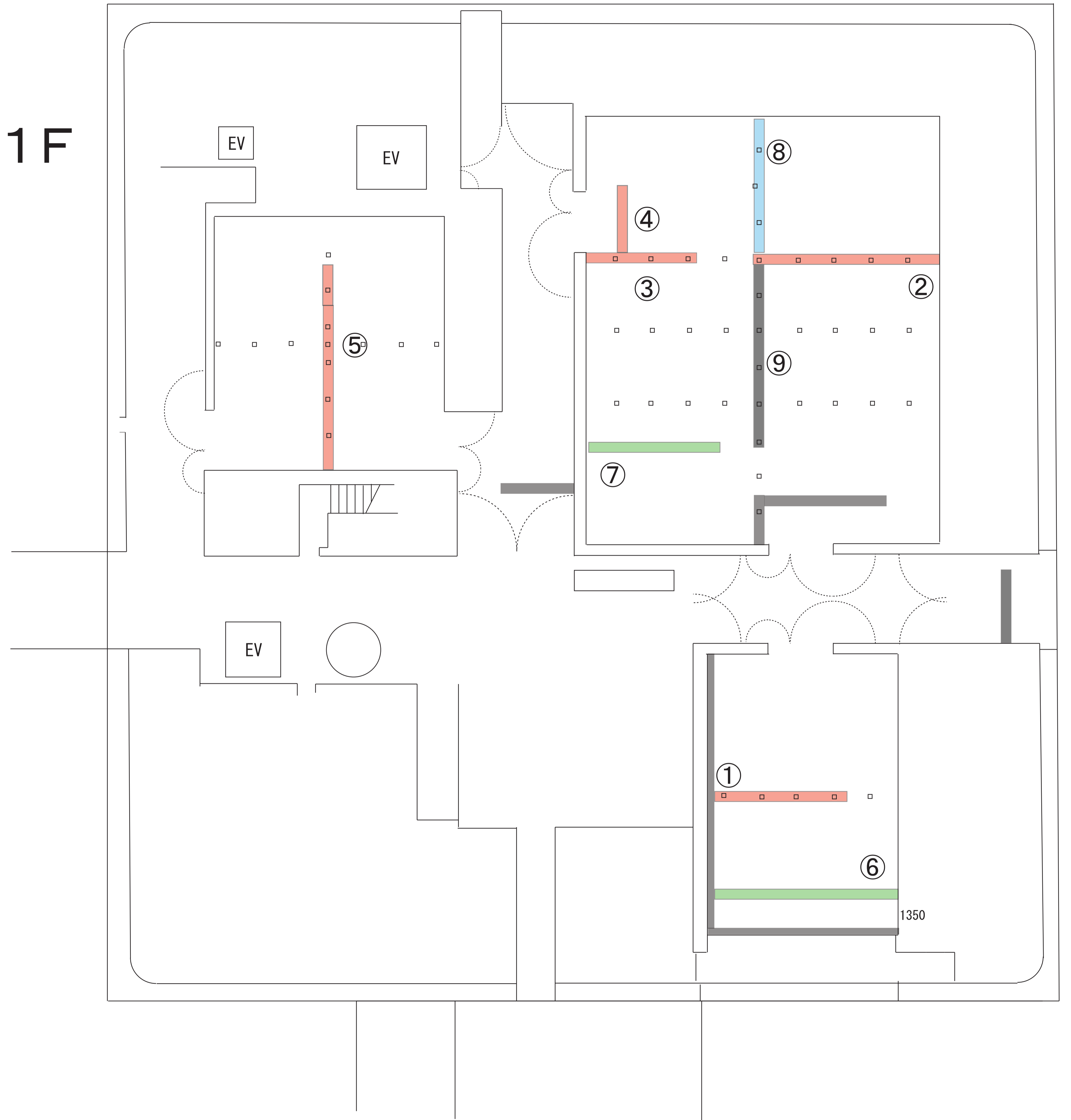
寸法	H450×W2400
仕様	展覧会名と入口を指示するバナーを制作し、美術館正面入口外の庇部分に掲示する。 原稿データは美術館より提供する(レイアウトデザインを起こし、校正は3回行う)。 屋外用シートの両面にインクジェット出力(4色)。会期中風雨や日光によって変質しないこと。 上辺は袋縫い仕上げとし、水平性保持および取り付けのための既存の角パイプ(20×20mm)を通せるようにする。

	ロープ、結束バンド等(白色)により、パイプと梁とを結束して取り付ける。梁を損傷しないよう留意すること。バンドは1箇所につき600mm程度必要。
設営場所	美術館正面入口外の庇部分

#### 現場作業

- (1) 造作物などに関しては、改善点などある場合は提案し、施工図を提出の上、提案担当者との協議の後製作すること。
- (2) 展示工作作業監督者(責任者)を指名し作業期間中は作業場所に常駐させること。
- (3) 作業の範囲は、該当する箇所の造作物の制作、設置と撤去とする。
- (4) 作業に必要な機械、工具および資材は全て持参し、搬入すること。
- (5) 作業期間中は、指定場所以外における火気の使用を禁止する。
- (6) 検査をおこなう時は、当該検査に立会い、不備な箇所は直ちに手直しを行うこと。
- (7) 作業に発生した残材等の不要品は、請負側の責任において搬出し、処理すること。撤去時は指示に従い、前回展覧会で設営し、残した壁面も撤去すること。
- (8) 作業終了後は、後片付け及び清掃を行うこと。
- (9) 使用する塗料は白(日本塗工N-95)。
- (10) 接着剤は環境対応型のものを使用すること。
- (11) 現地確認希望の場合は、美術館運営課にFAXで申し込むこと。
- (12) その他不明な点は、当館担当者の指示によるものとする。

1 F



0 10m